

報告第1号

審議会運営要領の改正について

枚方市景観審議会運営要領

平成 24 年 10 月 5 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要領は、枚方市景観条例（平成 26 年枚方市条例第 19 号。以下「条例」という。）第 37 条の規定に基づいて設置した枚方市景観審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(分野別委員の指名)

第 2 条 審議会の会長は、諮問事項につき審議会における審議を円滑に行うための執行機関との調整を図るため、担当事務に関する分野において分野別委員を指名する。

2 分野別委員に事故があるとき又は分野別委員が欠けたときは、会長が指名により定めることができる。

(会長及び副会長への報告)

第 3 条 分野別委員は、前条による指名に基づいて執行機関との調整を行った場合は、会長及び副会長に調整内容を報告するものとする。

(庶務)

第 4 条 審議会の庶務は、都市整備部都市整備推進室において処理する。

附 則

この要領は、制定の日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 5 月 20 日から施行する。

□諮問事項（勧告、公表、変更命令等について）

分 野	委 員
環境デザイン・景観工学	吉川 眞 委員
居住環境	岡 絵理子 委員
緑地環境・造園	下村 泰彦 委員
歴史・文化	鶴島 三壽 委員
デザイン・景観・色彩	藤本 英子 委員
法 律	清水 正憲 委員
行 政	津田 敏史 委員

□諮問事項（枚方市都市景観基本計画及び景観計画の改訂について並びに
屋外広告物等の規制及び誘導の検討について）

分 野	委 員
環境デザイン・景観工学	吉川 眞 委員
居住環境	岡 絵理子 委員
緑地環境・造園	下村 泰彦 委員
歴史・文化	鶴島 三壽 委員
デザイン・景観・色彩	藤本 英子 委員
行 政	津田 敏史 委員